

岩手県告示第846号

平成29年11月7日付け岩手県報第11733号登載保安林の指定施業要件の変更予定（平成29年岩手県告示第801号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成29年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 久慈市宇部町第5地割132の11、132の19、第6地割133の70から133の72まで

(2) 所在が不明である通知の相手方 沢里清良、澤里純市

2 通知の内容を掲示した場所 久慈市役所